

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	(株) 大林組					
所在地	東京都港区港南 2 - 1 5 - 2					
建設業許可番号	00-003000					
入札参加停止期間	令和8年4月25日から令和8年6月24日まで(2か月)					
事実概要	<p>当該入札参加資格者は、代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩(こま)トンネル新設工事(東工区)」(山梨県富士川町)において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。このことが、労働安全衛生法に違反するとして、令和8年3月24日に簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。</p>					
理由	<p>長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第11号(不正又は不誠実な行為)に該当し、建設工事の契約の相手方として不相当であると認められるため。</p>					
備考	<p>【入札参加停止措置要領別表抜粋】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措 置 要 件</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不正又は不誠実な行為</td> <td> <p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> </td> </tr> </tbody> </table>		措 置 要 件	期 間	不正又は不誠実な行為	<p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
措 置 要 件	期 間					
不正又は不誠実な行為	<p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>					